

有線電気通信法の一部を改正する法律案(閣法第六五号)(衆議院送付)要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、営利事業者が、通話を行うことを目的とせず、多数の相手方に電話をかけて符号のみを受信させることを目的として、電話の使用を開始した後通話を行わずに直ちに使用を終了する動作を自動的に連続して行う機能を有する電気通信を行う装置を用いて、符号を送信する行為(いわゆる「ワン切り」)を行ったときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

二、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、一と同様の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、一と同様の罰金を科す。

三、この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。